

わがまち瀬谷

第59号 (平成29年10月1日発行)

編集・発行 せや・ガイドの会 共催 瀬谷区役所



瀬谷の魅どころ

瀬谷の石造物Ⅳ・土地改良記念碑。護岸工事記念碑

「土地改良法・昭和24年6月6日法律第195号」

土地改良について定める日本の法律である。「農業地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上等々を目的とする」とあり、2001年に改正された。

竹村町の記念碑は概略次のような事が刻まれている。「昭和27年6月水害による災害復旧事業施行法に依り、瀬谷町護岸災害復旧事業組合を設立、竹村堰補修並にコンクリート用水路55メートル完成、昭和28年3月瀬谷区画整理事業組合（瀬谷土地改良区）を設立、当時計画地域の現況は竹村、中屋敷地内の水田8町歩余、田の区画は全く不規則にして田区は三畝を最大とする数坪が散在、用排水の設備なく農道は勿論なし、畦地を唯一の農耕に利用すると云う現況であった。県並に市当局の指導により3年計画で、九町三反歩、新設コンクリート水路延長223mが完成した。さらに昭和34年、35年新農村建設事業として、畦畔と灌漑用水路のコンクリートの完成をみた。農業歴史として碑を建てここに記念する」とある。



竹村町記念碑



本郷3丁目碑

なお、裏面は組合員と役員の氏名が刻まれている。

本郷3丁目の碑は、昭和32年(1957)の建立で碑文はなく、裏面には組合員氏名と担当課員の氏名が刻まれている。

本郷1丁目境川護岸工事記念碑



本郷1丁目の境川の岸辺に境川護岸工事記念碑が建っている。概略次のことが碑に刻されている。

「古来この川は川幅狭く、且屈曲甚しく流域の耕地は僅かの降雨にも氾濫、洪水数日に及び、其の被害は甚大なるものがあり、而も之を灌漑に利用する手段、施設に並々ならぬ苦勞があった。年毎の旱害の面積も又多く、我等の父祖は宿命として泣く以外に手段はなかった。

昭和28年沿岸の農民は躍起して団結し、この川の徹底的改修と土地改良事業を企画し、境川改修並土地改良事業実施促進委員会を結成し、当局に嘆願陳情数十回に及んだが容易に目的を達成することは出来なかった。そこでときの政界実力者に苦哀を訴え、ようやく現地視察となり、昭和33年度から改修に着工し、順次上・下流に改修を加えられ、八幡耕地北端から相模鉄道線延長約三軒は幅員を拡大し、完全なる護岸工事は全額国庫支弁によって施行されることとなった。

昭和44年11月には農道・用排水路を整備した実換地面積は33町5反9畝4歩組合員202名を数うるに至り、更に用水路は悉くコンクリート水路とし、暗渠排水・機械揚水も実施し、空前の大事業である河川改修土地改良事業は完成したのである。茲に諸氏の功績を後世に伝えんとし記念碑を建立するものである」なお、裏面には組合員氏名と役員の氏名が全員刻まれている。

井

嶋 記